

令和5年第4回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月10日（月） 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所別館2階会議室
3. 出席委員 12名
中村英子 安田鷹嗣 木村良一 谷山次則 松下清史
境 良一 鎌賀和夫 太田桂子 田代和弘 齋藤英次
加悦雅浩 宮本久美子
4. 欠席委員 0名
5. 議事録署名者指名 境良一 議長
議事録署名委員 木村委員 齊藤委員
6. 議 事
 - (1) 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 - (2) 議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
 - (3) 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
 - (4) 議案第13号 農用地利用集積計画の同意について
 - (5) 議案第14号 令和5年度農業雇労賃の協定について
 - (6) 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について
 - (7) 報告第5号 許可不要転用届について

事務局 定刻となりましたので、只今から令和5年第4回の総会を開催いたします。本日は農業委員全員出席頂いていますので、本総会が成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。次第2の会長挨拶、境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 こんにちは、お忙しい中ご出席頂き有難うございます。コロナ感染症も県下で一日70人から80人程と終息の兆しにあります。四月から西岡アドバイザーが退任され那須さんが新たに就任されました。本日は歓送

迎会もありますので宜しくお願いします。

事務局 ありがとうございます。続きまして次第3の議長選出、宇土市農業委員会会議規則第5条により境会長に議長をお願いいたします。

境議長 それでは、本日の議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名することによってよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、木村委員さんと齊藤委員さんをお願いします。只今より議案審議を行います。本来は、申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いするところですが、今回は事務局から補足説明を含め説明を行い可否の判断をしていただくということになっています。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。それでは、申請番号1番について、確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号1番について確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特段問題無いと思われます。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は3ページです。申請地までの通作距離は徒歩1分ほどで、農業年数は62年、農機具を所有し、主たる作物は、米・野菜になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番については承認致します。次に申請番

号2番について確認委員の安田委員からご説明をお願いします。

安田委員 申請番号2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号2番について説明いたします。地図は4ページです。申請地までの通作距離は徒歩5分で、農業年数は50年、農機具を所有し、主たる作物は、米、露地野菜、里芋になり、3条の要件は満たしているものと思われます。なお、申請地は、農業用通路としても利用する予定ですが、耕作用の通路については転用許可が不要ですので今回は、3条申請で所有権移転を行います。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番2号番について、委員さんのご意見はありませんか。

境議長 異議なしということですので2番については承認致します。次に申請番号3番について、確認委員の太田委員より説明をお願いします。

太田委員 申請番号3番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。なお、本件については、農業委員、最適化推進員、事務局方と、何度も協議のため足を運び、良い結果となりました。ご審議よろしくをお願いします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号3番について説明いたします。地図は5ページです。申請地までの通作距離は農業の本拠としている実家から車で3分ほど、農業年数は20年、農機具を所有し、主たる作物は、水稻になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号3番について、委員さんのご意見はありませんか。

- 田代委員 譲受人はアパート在住ですが農業経営はされているのか。
- 事務局 隣接に譲受人の父親の農地もあり共同で農業経営をなされている。
- 境会長 他にご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 境議長 異議なしということですので3番については承認致します。次に申請番号4番について、確認委員の太田委員よりご説明をお願いします。
- 太田委員 申請番号4番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。
- 境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。
- 事務局 申請番号4番について説明いたします。地図は6ページです。申請地までの通作距離は徒歩1分、農業年数は54年、農機具を所有し、主たる作物は、柿になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。
- 境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号4番について、委員さんからご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 境議長 異議なしということですので4番については承認致します。以上、議案第10号について4件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第11号、「農地法第4条の規定による許可申請審議について」を議題といたします。申請番号1番について確認委員の齊藤委員から説明をお願いします。
- 齊藤委員 申請番号1番については、現地確認を行い確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は8ページです。申請人は、走潟町に居住する個人であり、自宅から公道への出入り口を確保するため、今回の転用申請となりました。なお、通路への整備は20年ほど前申請人の祖父の時代に完了しており、転用の手続きが必要であるとは知らなかったとのことで、始末書添付の案件です。また、5条申請の2番とも関連しておりますので13ページをお開きください。この申請地も同時に整備されており、所有権移転登記が行われていなかったため5条申請となっております。この2件は2つで事業目的が達成されるため、併せてご審議をお願いします。申請地は、10ha以上の農地の広がりがある区域内の農地であり第1種農地と思われませんが、集落に接続して設置されるため不許可の例外にあたり許可は可能です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番と議案第12号申請番号2番について委員さんのご意見はありますか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので1番と議案第12号申請番号2番については承認致します。次に申請番号2番について確認委員の松下委員から説明をお願いします。

松下委員 申請番号2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号2番について説明いたします。地図は9ページです。申請人は、新開町に居住する個人で、農業を営んでおらず将来的な土地の管理等を考えていたところ、貸資材置場用地として借りたいとの申し出があったため、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、10ha以上の農地の広がりがある区域内の農地であり第1種農地と思われませんが、集落に接続して設置されるため不許可の例外にあたり許可は可能です。以上

です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので2番については承認致します。以上、議案第11号について2件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第12号、「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題といたします。申請番号1番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号1番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は12ページです。申請人は、熊本市南区に居住する個人で、現在借家住まいで古く、マイホームを建築する計画をたてたところ、申請地は相続により取得した土地で、住宅用地としても適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、都市計画の用途地域内であるため、第3種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので1番については承認致します。次の申請番号2番については先ほど承認されましたので説明を省略します。次に申請番号3番について確認委員の松下委員から説明をお願いします。

松下委員 申請番号3番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおり

でありました。特に問題はないものと思われます。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号3番について説明いたします。地図は14ページです。申請人は、笹原町に居住する個人です。建設土木業を営んでおり、資材置場が手狭になったため、住宅の隣接地である申請地を利用したいと考え、今回の転用申請となりました。なお、令和4年10月頃より資材置場として利用しており始末書添付の案件です。申請地は、第1種農地、第2種農地、第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号3番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので3番については承認致します。次に申請番号4番について確認委員の松下委員から説明をお願いします。

松下委員 申請番号4番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号4番について説明いたします。地図は15ページです。申請人は、野鶴町に居住する個人で、現在の住まいが老朽化しているため住宅の建築を考えたところ、申請地は現在の住まいからも近く住宅地としても適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、駅から300m以内にある農地のため、第3種農地になります。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号4番について委員さんのご意見はありませんか。

- 全委員 異議なし。
- 境会長 異議なしということですので4番については承認致します。以上、議案第12号について4件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第13号「農地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 ご説明いたします。議案書の18ページをご覧ください。これらは宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。26番につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定です。現在の契約期間が満了するため利用権の再設定となります。27番～29番につきましては農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した新規の利用権の設定です。次に19ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、田が8、205㎡、樹園地が9、419㎡で合計が17、624㎡となっています。次に20ページをご覧ください。地区ごとに表示しております。左側が今月の合計、右側が今年の累計となっています。第4回総会時点での令和5年の累計は、基盤法による利用権の再設定が53、379㎡、農業公社による利用権の新規設定が36、681㎡、所有権の移転は5、720㎡です。以上です。
- 境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。
- 委員 異議なし。
- 境議長 異議なしですので、議案第13号について承認します。次に、議案第14号「令和5年度農業雇労賃の協定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第14号、令和5年度農業雇労賃金案についてご説明いたします。議案書の22ページをご覧ください。これは、10a当たりの賃金案を記載していて、令和5年度の初田起こしを6、500円、畝たおしを5、500円、代かきを6、500円、機械田植えを6、500円、コンバインつまり

機械刈取りを14、500円としており、この金額は昨年から500円ずつの増額となっております。また、宇城管内の平均額はご覧のとおりです。美里町は昨年度と同様の金額となっておりますが、宇城市の耕起、代かき機械田植えは昨年度から300円ずつ増額で、宇土市の令和5年度案の金額は、宇城平均、県平均と比較し、大きな差異はないと思います。以上、案の説明を終わります。ご検討よろしくお願いたします。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

谷山委員 千円単位の括りで、七千円、一万五千円にしてはどうか。

境議長 皆様のご意見は如何でしょうか。賛否を聞きたいと思います。提案のとおり六千五百円、一万四千五百円でもよろしいでしょうか。

委員 賛成挙手多数。

境議長 賛成が多いようですので、提案のとおり致します。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第14号について承認します。次に報告第4号「農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。24ページをご覧ください解約件数は3件、総合計は6筆で6、498㎡です。解約農地、地目、面積、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので報告4号は承認します。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。無い様ですのでこれもちまして、議長の座を降段させていただきます。

事務局 有難うございます。閉会の挨拶を鎌賀副会長にお願いします。

鎌賀委員 以上をもちまして令和5年第4回農業委員会総会を閉会します。

議 長 境 良一 印

議事録署名人 木村 良一 印

議事録署名人 齊藤 英二 印